

鳥取県教育委員会告示第10号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定名勝の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

名勝の部

名称	所在地又は地域
石谷氏庭園	八頭郡智頭町大字智頭字町ノ内396のうち実測1587.6平方メートル 八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田210-3のうち実測182.4平方メートル